

令和3年度第1回労働者安全衛生対策部会追加質問

福島県原子力安全対策課

| No. | 資料 | 質問者 | 追加意見・コメント | 回答 |
|-----|-----|----------|---|--|
| 1 | 1-1 | 高坂原子力対策監 | 防護装備の適正化検討に係り「全面マスク用アノラックの導入」については7月～試作品の試着テスト実施、10月～運用開始としている。全面マスク用アノラックの着用で体熱が籠って熱中症が起こりやすくないか、熱中症対策について説明のこと。 | <p>(東京電力回答)</p> <p>アノラックの素材や厚さは、従来のアノラックと同様であり、顔面を覆う構造になったとしても、従来のアノラックと熱中症リスクは変わらないと考えていますが、今後の試作品による試着テストにて、着用者のご意見を伺い、追加の熱中症対策を検討してまいります。</p> |
| 2 | 2-1 | 水沼委員 | 危険感度向上をさせる教育、作業班長教育の具体的な対象者、実施時期、回数を見える化してください。 現地KYの活動の促進についても、具体的な教育計画を示してください。 | <p>(東京電力回答)</p> <p>○教育用DVD映像を活用したグループ討議による思考・発言型教育を実施します。</p> <p>○安全意識に訴える教育を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害再現CGの視聴により過去の重大災害をよりリアルに認識し災害からの教訓を知ってもらう ・VRによる墜落・巻込まれ等の災害を体感し危険感受性を高める <p>○対象者は「協力企業の作業班長」とし、新任時ならびに再教育(3年/回)の際に本教育を受講いただく。</p> <p>○現地KYの活動の促進については、当社、協力企業共に教育用ビデオを視聴することで、自らが気付き、感じてもらうことに取り組んでいきます。</p> <p>ご意見を踏まえ今後分かりやすい資料となるよう努めていきます。</p> |

| | | | | |
|---|-----|------|--|--|
| 3 | 2-1 | 水沼委員 | <p>現地 KY の活動の促進</p> <p>具体的な活動の活性化のための方法を考えているなら具体的に示してほしい。</p> | <p>(東京電力回答)</p> <p>○実際にKYをやる作業員が、真に必要なだと思ってやるかどうか重要と認識しています。具体的なやり方を教えるのではなく、まずは教育用ビデオを視聴することで、作業員自らが気付き、必要だから「やってみよう」ということを期待しています。</p> <p>工事監理員や作業員の気づきはもとより、企業所長、当社管理職に亘り指導や対話・MOを通じて展開を図って参ります。</p> |
| 4 | 2-1 | 水沼委員 | <p>1 FOR ALL JAPAN の活用度について教えてください。(アクセス回数等)</p> <p>再現 CG ケーススタディ及び VR の活用回数についてもわかれば示してもらいたい。</p> <p>良いものを作っても活用されていなければ意味がないと考えます。</p> | <p>(東京電力回答)</p> <p>○これから具体的な活用方法のアナウンスを行い展開していくこととしておりますので、活用していく中で実績について採録をしていきます。</p> <p>○HP 掲載後の現在までのアクセス数 (参考)</p> <p>4/19~7/1 災害再現 CG 288 回</p> |
| 5 | 4 | 大越委員 | <p>プロセス建屋での身体汚染の発生原因について、汚染を起こした作業員が一人で建屋内で迷っているうちに、身体汚染を引き起こしてしまったという説明がありました。</p> <p>作業管理上、放射線管理区域内での一人作業は原則禁止されていると思うのですが、当該作業員が一人になってしまった経緯と作業管理上の問題がなかったのか説明してください。</p> <p>また、建屋内には、防火管理上、出口や非常口の表示義務があると思うのですが、そのような表示はなかったのでしょうか。</p> | <p>(東京電力回答)</p> <p>当該作業員は元々自所属メンバーと2名で現場調査のため出向する予定でしたが、当日同行予定であったメンバーが、別件により同行できなくなってしまい、所属グループでは代員を立てるよう調整しておりました。</p> <p>しかし、当該作業員は単独作業になるものと思い込み、調整中に現場に単独で出向いたしました。</p> <p>当該作業員の姿がないことに気付いた上位職は、連絡をしたところ、既に現場にて作業の準備中との回答を受けました。</p> <p>当所のルールとして、現場における直営作業は2名以上で行うと定められているものの、同ルール内において現場調査及びパトロール</p> |

| | | | | |
|---|-----|------|---|--|
| | | | | <p>等は、直営による作業は対象外と定めていることや、当該作業員は過去3回同じ場所で同一作業を行っており、十分な力量を有していると判断したことから、上位職は単独作業を許可いたしました。</p> <p>プロセス主建屋の出口や非常口の表示に関しては、津波による影響で停電が継続しており、暗所であることから表示等を確認するのが難しい状態となっています。</p> <p>2021年度中を目途に照明並びに誘導灯の設置を実施中です。</p> |
| 6 | 3-1 | 小山委員 | <p>前回会議資料では、6名の方は1月25日付けで従事者登録解除済みであり、累積被ばく線量が更に上る可能性がないと誤解しても不思議ではないような記述になっていますが、今回の会議の説明では、それらの方々も3月までには再度従事者登録を行っていたようです。</p> <p>作業終了で一旦登録を外すだけであるならば、特記する意味があるのか、このような記述は誤解を招かないのか、事務局ともどもご検討頂きたい。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の過去5年間の年度別推移について、労働者安全対策部会への提出情報として、2Fには提示を求め、1Fには不要とする理由は厚生労働省への定例的な報告データにないと言う以上にはないように思われますが、併せてご検討下さい。</p> <p>(令和2年度第3回部会資料)</p> <p>75mSvを超過している42名の内6名は2021年1月25日時点で従事者登録解除済である。残りの36名に関しては、低</p> | <p>(事務局回答)</p> <p>1. 作業終了に伴い従事者登録の解除が定期的に行われていること、再度従事者登録された作業員の存在等が資料や説明の中でなされていないことから誤解が生じるものと思われます。資料の記述に関して、今回の資料に限らず、誤解を与えない記述をするよう東京電力に求めます。</p> <p>2. 今後、福島第二原子力発電所の資料と同様に、福島第一原子力発電所の資料にも放射線業務従事者の過去5年間の年度別推移を記載することを検討するよう東京電力に求めます。</p> <p>(東京電力回答)</p> <p>1. 令和2年6月17日に書面にて開催された労働者安全衛生対策部会にて、70mSv以上被ばくされた協力企業作業員の従事状況について、ご質問を頂いたことから、以降の部会内で従事状況をお伝え</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>線量エリアでの作業や、現場出向しない措置を講じている。</p> <p>また、80mSv/5年を超えるおそれがある場合は、今後の線量管理計画を立案し管理している。</p> <p>(今回資料)</p> <p>75mSvを超過した59名の内2名は、2021年3月31日時点で作業終了に伴い、従事者登録を解除した。</p> <p>残りの57名は、低線量エリアでの作業や、現場出向を制限する等の措置を講じ、線量限度を超えない管理を実施した。</p> | <p>するために記載しております。</p> <p>作業の区切りで、一度従事者を解除した後に、再度従事者登録して低線量エリアで作業するケースは往々にしてございます。このような状況を踏まえて、記載について事務局と調整いたします。</p> <p>2. 今後、福島第一原子力発電所につきましても、過去5年間の従事者数の推移を記載するよういたします。</p> |
|--|--|--|--|